

自 令和 6 年 9 月 3 日

日間

至 令和 6 年 月 日

令和 6 年

第 3 回

四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和 6 年 第 3 回 四 国 中 央 市 議 会 定 例 会 議 案 目 録

議 案 番 号	件 名	頁
認 定 第 1 号	令和 5 年度四国中央市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認 定 第 2 号	令和 5 年度四国中央市水道事業会計決算、四国中央市工業用水道事業会計決算及び四国中央市公共下水道事業会計決算の認定について	5
議 案 第 64 号	四国中央市役所駐車場条例の一部を改正する条例について	6
議 案 第 65 号	四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例について	7
議 案 第 66 号	四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9
議 案 第 67 号	令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 3 号）	10
議 案 第 68 号	令和 6 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	18
議 案 第 69 号	令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	21
議 案 第 70 号	令和 5 年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について	22
議 案 第 71 号	令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について	23
議 案 第 72 号	令和 5 年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について	24
議 案 第 73 号	愛媛地方税滞納整理機構規約の変更について	25
議 案 第 74 号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	26

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 75 号	財産の無償譲渡について	27
議 案 第 76 号	財産の無償譲渡について	28
議 案 第 77 号	財産の無償譲渡について	29
議 案 第 78 号	令和6年度焼却施設延命化点検整備工事請負契約の締結について	31
議 案 第 79 号	城山下臨海土地造成工事変更請負契約の締結について	32
議 案 第 80 号	物品購入契約の締結について	33
議 案 第 81 号	上野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	34
議 案 第 82 号	北野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	35
議 案 第 83 号	土居地区財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	36
議 案 第 84 号	畑野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	37
議 案 第 85 号	入野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	38
議 案 第 86 号	浦山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	39
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	40

認定第 1 号

令和 5 年度四国中央市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- 1 令和 5 年度四国中央市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 5 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 5 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 5 年度四国中央市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 5 年度四国中央市福祉バス事業特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 5 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 5 年度四国中央市西部臨海土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 5 年度四国中央市寒川東部臨海土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 5 年度四国中央市駐車場事業特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 5 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 5 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 5 年度四国中央市城山下臨海土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和 5 年度四国中央市財産区管理会特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号

令和 5 年度四国中央市水道事業会計決算、四国中央市工業用水道事業会計決算及び四国中央市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度四国中央市水道事業会計決算、四国中央市工業用水道事業会計決算及び四国中央市公共下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

議案第 64 号

四国中央市役所駐車場条例の一部を改正する条例について

四国中央市役所駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市役所駐車場条例の一部を改正する条例

四国中央市役所駐車場条例（平成 30 年四国中央市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「30 分までごとに」を「最初の 2 時間までは無料とし、その後 30 分までごとに」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

四国中央市役所駐車場の使用料の見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 65 号

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例について

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市太陽の家条例の一部を改正する条例

四国中央市太陽の家条例（平成 24 年四国中央市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）」及び「及び障がい者」を削り、同条第 2 項を削る。

第 2 条中「成人部及び児童部の」を削り、同条の表を次のように改める。

名称	位置
四国中央市太陽の家	四国中央市妻鳥町乙 16 番地

第 3 条の前の見出し及び同条から第 5 条までを削る。

第 6 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事業)」を付し、同条中「児童部」を「太陽の家」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する短期入所サービス（以下「短期入所サービス」という。）を行う事業

第 6 条を第 3 条とする。

第 7 条に見出しとして「(利用定員)」を付し、同条中「児童部」を「太陽の家」に、「10 人」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 障害児入所支援を行う場合 10 人
- (2) 短期入所サービスを行う場合 2 人

第 7 条を第 4 条とする。

第 8 条に見出しとして「(利用資格)」を付し、同条中「児童部」を「太陽の家」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号を同条第 2 号とし、同条の前に次の 1 号を加える。

- (1) 児童福祉法第 21 条の 6 の措置を受けた者
- 第 8 条に次の 1 号を加える。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けた者

第 8 条を第 5 条とする。

第 9 条中「第 5 条第 2 号及び前条第 2 号」を「前条第 1 号及び第 3 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 10 条第 1 号中「第 5 条第 1 号又は第 8 条第 1 号若しくは第 3 号」を「第 5 条第 2 号又は第 4 号」に改め、同条を第 7 条とする。

第 11 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 障害児入所支援の提供を受けた場合 児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 短期入所サービスの提供を受けた場合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

第 11 条を第 8 条とし、第 12 条を第 9 条とし、第 13 条を第 10 条とし、第 14 条及び第 15 条を削り、第 16 条を第 11 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

四国中央市太陽の家の成人部を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 66 号

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「6 箇月」を「6 箇月（急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付にあつては、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）」に改める。

第 29 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 25 条第 1 項の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 67 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 829,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,733,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		6,100,000	201,069	6,301,069
	1 地方交付税	6,100,000	201,069	6,301,069
13 分担金及び負担金		417,309	1,194	418,503
	2 負担金	415,309	1,194	416,503
15 国庫支出金		5,992,268	222,076	6,214,344
	1 国庫負担金	3,909,885	219,118	4,129,003
	2 国庫補助金	2,067,399	2,958	2,070,357
16 県支出金		2,713,432	722	2,714,154
	1 県負担金	1,663,854	△4,000	1,659,854
	2 県補助金	734,242	4,722	738,964
18 寄附金		1,775,797	1,000	1,776,797
	1 寄附金	1,775,797	1,000	1,776,797
19 繰入金		2,616,466	6,220	2,622,686
	2 基金繰入金	2,401,156	6,220	2,407,376
20 繰越金		1,429,068	193,682	1,622,750
	1 繰越金	1,429,068	193,682	1,622,750
21 諸収入		877,891	24,837	902,728
	5 雑入	510,083	24,837	534,920

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市 債		千円 3,815,200	千円 178,200	千円 3,993,400
	1 市 債	3,815,200	178,200	3,993,400
歳 入 合 計		44,904,000	829,000	45,733,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		5,231,669	110,527	5,342,196
	1 総務管理費	4,642,733	110,527	4,753,260
3 民 生 費		17,716,669	364,474	18,081,143
	1 社会福祉費	5,854,866	116,599	5,971,465
	2 老人福祉費	4,073,879	2,983	4,076,862
	3 児童福祉費	6,486,123	244,232	6,730,355
	4 生活保護費	1,292,941	660	1,293,601
4 衛 生 費		3,698,998	3,037	3,702,035
	1 保健衛生費	1,757,666	2,203	1,759,869
	2 清 掃 費	1,941,332	834	1,942,166
6 農林水産業費		957,795	73,747	1,031,542
	1 農 業 費	604,808	70,427	675,235
	2 林 業 費	277,804	3,320	281,124
7 商 工 費		954,029	45,552	999,581
	1 商 工 費	954,029	45,552	999,581
8 土 木 費		3,389,380	124,426	3,513,806
	1 土木管理費	234,462	2,900	237,362
	2 道路橋りょう費	1,135,012	38,526	1,173,538

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 河 川 費	85,628	83,000	168,628
10 教 育 費		6,149,139	72,705	6,221,844
	1 教育総務費	412,775	514	413,289
	2 小学校費	2,066,472	12,550	2,079,022
	3 中学校費	949,373	4,173	953,546
	5 社会教育費	1,152,207	34,148	1,186,355
	6 保健体育費	1,355,685	21,320	1,377,005
11 災害復旧費		28,900	34,350	63,250
	1 農林水産施設災害復旧費	15,400	6,400	21,800
	2 公共土木施設災害復旧費	13,500	27,950	41,450
14 予 備 費		66,525	182	66,707
	1 予 備 費	66,525	182	66,707
歳 出 合 計		44,904,000	829,000	45,733,000

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
			千円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	交通安全施設整備事業	10,956

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
ふ る さ と 納 税 支 援 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	68,000
国 際 紙 製 品 展 示 会 出 展 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	41,118
障 害 児 入 所 施 設 整 備 事 業	令和7年度	167,787
伊 予 三 島 駅 南 口 駐 輪 場 整 備 事 業	令和7年度	16,619
野 球 場 電 光 掲 示 板 シ ス テ ム 機 器 更 新 事 業	令和7年度	13,856

第4表 地方債補正

(追 加)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
認 定 こ ど も 園 整 備 事 業	5,900	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現年度道路橋りょう 公共災害復旧事業	千円 3,300	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。

(変更)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法
保育園整備事業	千円	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じて繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。	千円	補正前に同じ 補正前に同じ
	27,600				38,200	
市単土地改良事業	39,900	同上	同上	同上	79,900	同上
霧の森整備事業	5,300	同上	同上	同上	25,800	同上
市単河川改良事業	17,500	同上	同上	同上	100,500	同上
現年度道路橋りょう単独災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上	18,000	同上
臨時財政対策債	100,000	同上	同上	同上	106,900	同上

議案第 68 号

令和 6 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,536,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		千円 210	千円 195	千円 405
	1 財産運用収入	210	195	405
7 繰入金		1,930,438	423	1,930,861
	1 他会計繰入金	1,808,119	423	1,808,542
8 繰越金		1	199,846	199,847
	1 繰越金	1	199,846	199,847
9 諸収入		1,200	8,536	9,736
	2 雑入	998	8,536	9,534
歳入合計		11,327,000	209,000	11,536,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		221,116	8,536	229,652
	1 総務管理費	172,972	8,536	181,508
4 基金積立金		411	98,945	99,356
	1 基金積立金	411	98,945	99,356
5 諸支出金		2,003	101,122	103,125
	1 償還金及び還付加算金	2,003	101,122	103,125
7 予 備 費		1,123	397	1,520
	1 予 備 費	1,123	397	1,520
歳 出 合 計		11,327,000	209,000	11,536,000

議案第 69 号

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 582,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,223 千円、過年度分損益勘定留保資金 178,125 千円及び当年度分損益勘定留保資金 388,652 千円」を「不足する額 582,048 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,491 千円、過年度分損益勘定留保資金 164,233 千円及び当年度分損益勘定留保資金 402,324 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 3 款 資本的収入	894,000 千円	2,900 千円	896,900 千円
第 2 項 企 業 債	445,800 千円	2,900 千円	448,700 千円
	支	出	
第 4 款 資本的支出	1,476,000 千円	2,948 千円	1,478,948 千円
第 1 項 建設改良費	750,043 千円	2,948 千円	752,991 千円

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	千円 416,600	千円 419,500

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

議案第 70 号

令和 5 年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について

令和 5 年度四国中央市水道事業会計未処分利益剰余金 160,656,004 円のうち 46,269,068 円を減債積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

提 案 理 由

令和 5 年度四国中央市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 71 号

令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について

令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 1,462,131,278 円のうち 558,229,072 円を減債積立金として、329,501,242 円を建設改良積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

令和 5 年度四国中央市工業用水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金、建設改良積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 72 号

令和 5 年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和 5 年度四国中央市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 87,136,166 円のうち 50,531,875 円を減債積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

提 案 理 由

令和 5 年度四国中央市公共下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

愛媛地方税滞納整理機構規約の変更について

愛媛地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 1371 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提 案 理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の施行に伴い、愛媛地方税滞納整理機構規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 74 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月 19 日愛媛県指令 18 市第 1283 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の改正に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

1 譲渡する財産

花園集会所（四国中央市上分町 48 番地の 1）

(1) 建物

集会所 鉄骨造平家建

延床面積 114.85 平方メートル

(2) 建物に附帯する設備及び工作物一式

2 譲渡の相手方

住 所 四国中央市上分町 488 番地の 3

氏 名 認可地縁団体花園自治会

会長 秋 山 天 甲

3 譲渡年月日

令和 6 年 10 月 1 日

提 案 理 由

花園集会所を認可地縁団体花園自治会に移譲することに伴い、同施設の建物等を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

1 譲渡する財産

高木集会所（四国中央市上分町 482 番地の 2）

(1) 建物

集会所 鉄骨造 2 階建

延床面積 162.74 平方メートル

(2) 建物に附帯する設備及び工作物一式

2 譲渡の相手方

住 所 四国中央市上分町 448 番地

氏 名 認可地縁団体高木自治会

会長 石 村 浩

3 譲渡年月日

令和 6 年 10 月 1 日

提 案 理 由

高木集会所を認可地縁団体高木自治会に移譲することに伴い、同施設の建物等を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

1 譲渡する財産

四国中央市太陽の家（四国中央市妻鳥町字名草 2318 番地 2、2318 番地 4 及び乙 12 番地 3、字タカラフスベ谷乙 11 番地 3 及び乙 11 番地 4 並びに字名艸谷下乙 12 番地 1、乙 12 番地 2、乙 13 番地、乙 14 番地、乙 16 番地 1、乙 16 番地 2 及び乙 16 番地 3）

(1) 建物

障害者支援施設	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建 延床面積 2,184.50 平方メートル
作業所	鉄骨・木造鋼板・亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 延床面積 357.71 平方メートル
車庫・物置	鉄骨・木造鋼板・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 延床面積 112.30 平方メートル
ポンプ室	コンクリートブロック造陸屋根平家建 延床面積 12.00 平方メートル
機械室	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建 延床面積 3.77 平方メートル
作業所	鉄骨造鋼板ぶき平家建 延床面積 34.04 平方メートル
物置	合金メッキ鋼板造合金メッキ鋼板ぶき平家建 延床面積 9.65 平方メートル

(2) 建物に附帯する設備及び工作物一式

2 譲渡の相手方

住 所 四国中央市三島宮川 2 丁目 2 番 6 号
氏 名 社会福祉法人今人倶楽部
理事長 青 木 悠

3 譲渡年月日

令和7年4月1日

提 案 理 由

四国中央市太陽の家の成人部を社会福祉法人今人倶楽部に移譲することに伴い、同施設の建物等は無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

令和 6 年度焼却施設延命化点検整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度焼却施設延命化点検整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随 意 契 約 |
| 3 請 負 金 額 | 4 9 2 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区堂島 1 丁目 6 番 20 号
荏原環境プラント株式会社西日本支店
支店長 山 内 秀 洋 |

提 案 理 由

令和 6 年度焼却施設延命化点検整備工事請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 79 号

城山下臨海土地造成工事変更請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- | | | | |
|----------|---|--------------------------|--|
| 1 契約の目的 | 城山下臨海土地造成工事の内容の変更並びに賃金水準及び物価水準の変動に伴う変更 | | |
| 2 請負金額 | 変更前の工事請負金額 | 5, 1 9 2, 0 0 0, 0 0 0 円 | |
| | 変更後の工事請負金額 | 5, 5 4 4, 0 7 1, 0 0 0 円 | |
| 3 契約の相手方 | 四国中央市三島宮川 4 丁目 2 番 18 号
井原工業・尾藤建設・予州興業特定建設工事共同企業体
代表者 井原工業株式会社
代表取締役 井 原 伸 | | |

提 案 理 由

請負金額に変更が生じたことに伴い、工事変更請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 80 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 川滝分団第4部小型動力ポンプ付積載車及び長津分団第1部小型動力ポンプ付積載車の購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 22,440,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町一丁目10番地1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙波 誉子 |

提 案 理 由

川滝分団第4部小型動力ポンプ付積載車及び長津分団第1部小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 81 号

上野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

上野財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町上野	曾我部宏樹		新任
四国中央市土居町上野	井上和憲		新任
四国中央市土居町上野	河端宏一		新任
四国中央市土居町上野	加地博文		再任
四国中央市土居町上野	深川信夫		再任
四国中央市土居町上野	曾我部恭重		再任
四国中央市土居町上野	井上敦憲		再任

議案第 82 号

北野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

北野財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町北野	尾 崎 幸 廣		新任
四国中央市土居町北野	木 場 博 之		新任
四国中央市土居町北野	寺 尾 築		新任
四国中央市土居町北野	加 藤 信 義		新任
四国中央市土居町北野	武 野 謙		新任
四国中央市土居町北野	松 木 謙 二		再任
四国中央市土居町北野	真 鍋 伸 二		再任

議案第 83 号

土居地区財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

土居地区財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成 22 年四国中央市条例第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町土居	川 端 徹 夫		再任
四国中央市土居町土居	井 川 伸 一		再任
四国中央市土居町土居	高 橋 藤 信		再任
四国中央市土居町土居	三 宅 淳 雄		再任
四国中央市土居町土居	石 田 榮		再任
四国中央市土居町入野	篠 原 理		再任
四国中央市土居町入野	齋 藤 章 爾		再任

議案第 84 号

畑野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

畑野財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町畑野	加 地 卓 見		新任
四国中央市土居町畑野	塩 田 猛		新任
四国中央市土居町畑野	加 地 文 則		新任
四国中央市土居町畑野	渡 辺 従 正		新任
四国中央市土居町畑野	萩 尾 徹 志		新任
四国中央市土居町畑野	橋 本 憲 一 郎		新任
四国中央市土居町畑野	山 内 昭 司		新任

議案第 85 号

入野財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

入野財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町入野	高 橋 康 広		新任
四国中央市土居町入野	山 内 孝 恒		新任
四国中央市土居町入野	川 上 雅 司		再任
四国中央市土居町入野	曾 我 部 伸 一		再任
四国中央市土居町入野	山 内 康 志		再任
四国中央市土居町入野	近 藤 兼 二		再任
四国中央市土居町入野	阿 部 恒 一		再任

議案第 86 号

浦山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

浦山財産区管理委員に次の者を選任したいので、四国中央市財産区管理会設置条例（平成22年四国中央市条例第3号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町浦山	曾我部 憲 藏		新任
四国中央市土居町浦山	和 田 富 博		新任
四国中央市土居町浦山	大 野 清 隆		新任
四国中央市土居町浦山	齋 賀 実 生		新任
四国中央市土居町浦山	三 宅 敏 雄		再任
四国中央市土居町浦山	曾我部 睦 雄		再任
四国中央市土居町浦山	渡 邊 拓 世		再任

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市新宮町新宮	石 川 清 美		新任
四国中央市上柏町	篠 原 恵 子		再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、石川清美氏及び篠原恵子氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

